

議案第126号

三豊市準用河川土地占用料徴収条例の制定について

三豊市準用河川土地占用料徴収条例を次のように定める。

平成24年12月4日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市準用河川土地占用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第32条第1項に規定する土地占用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(土地占用料の徴収)

第2条 市長は、法第24条の規定による許可を受けた者から法第32条の規定に準じ別表に定める土地占用料（以下「占用料」という。）を徴収する。

(占用料の徴収方法)

第3条 占用料は、許可をした日から1月以内一括して徴収するものとする。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度当該年度分を4月30日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに徴収する。

(占用料の還付等)

第4条 第2条の規定により徴収した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の申請によって、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災その他不可抗力により許可を受けた目的を達することができなかつたとき。
- (2) 市長が法第75条第2項の規定による処分をしたとき。
- (3) その他特別の理由があると市長が認めたとき。

2 前項ただし書の規定により還付する占用料の額は、既に徴収した占用料の額が、占用の許可の日から前項各号のいずれかに該当した日までの期間につき算出した占用料の額を超えないときは、その額とする。

(占用料の減免)

第5条 市長は、土地の用途等が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共的団体が公共の用に供するとき。
- (2) かんがい用に供するとき。

(3) その他特別の理由があると市長が認めたとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第7条 市長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、三豊市準用河川管理規則（平成18年三豊市規則第170号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の前になされた行為については、第7条の規定は適用しない。

別表（第2条関係）

区分		単位	金額	
(1)	宅地	占用面積1平方メートルにつき	年額	470円
(2)	耕作地	占用面積1平方メートルにつき	年額	14円
(3)	竹木栽培	占用面積1平方メートルにつき	年額	12円
(4)	雑種地	占用面積1平方メートルにつき	年額	5円
(5)	物置場	占用面積1平方メートルにつき	年額	240円
(6)	軌道敷地	長さ1メートルにつき	年額	60円
(7)	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これに類する工作物	第一種電柱	1本につき	1,000円
		第二種電柱		1,600円
		第三種電柱		2,200円
		第一種電話柱		930円
		第二種電話柱		1,500円
		第三種電話柱		2,100円
		その他の柱類		年額
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき		10円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき		1,400円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき		4,400円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき		1,400円	

(8) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	年額	48円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				72円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				95円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの				190円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの				480円
	外径が1メートル以上のもの				950円
(9) 露天、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき	日額	44円
	その他のもの				月額
(10) 看板、標識及び旗ざお	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	日額	440円
		その他のもの			月額
	標識		1基につき	年額	1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき	日額	44円
その他のもの		月額			440円
(11) その他の工作物			占有面積1平方メートルにつき	月額	50円
(12) 上記以外のもの					許可の都度、市長が定める金額

備考

- 電柱、電話柱及び共架電線の区分は、道路法施行令（昭和27年法律第181号）別表に規定する区分による。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 表示面積、占有面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物

件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。